

戸籍に関する証明書交付請求書

あて先

中央区長

（窓口に来た方の本人確認をさせていただきます。本人を証明できるものを窓口で提示してください（運転免許証・パスポート・写真付き住基カードなど）。その他の注意事項は裏面をご覧ください。）

1 どなたの証明が必要ですか

平成 年 月 日請求

本籍	中央区	丁目	番地・番	筆頭者名
フリガナ				明・大・昭・平・西暦
氏名				年 月 日

2 何が必要ですか。○をつけ、通数を記入してください。

1	戸籍全部事項証明書／戸籍謄本	450円	通
2	戸籍個人事項証明書／戸籍抄本	450円	通
3	戸籍一部事項証明書(出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・父母の氏名・その他)	450円	通
4	戸籍記載事項証明書(出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・父母の氏名・その他 (コンピュータ化されていない戸籍))	1項目 350円	項目 通
5	除籍全部事項証明書／除籍謄本	750円	通
6	除籍個人事項証明書／除籍抄本	750円	通
7	除籍一部事項証明書(出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・父母の氏名・その他)	750円	通
8	除籍記載事項証明書(出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・父母の氏名・その他 (コンピュータ化されていない戸籍))	1項目 450円	項目 通
9	改製原戸籍謄本(平成・昭和)	750円	通
10	改製原戸籍抄本(平成・昭和)	750円	通
11	戸籍の附票(全部・個人)	300円	通
12	身分証明書	300円	通
13	受理証明書 平成 年 月 日(届)	350円	通
14	届書記載事項証明書 平成 年 月 日(届)	350円	通
15	不在籍証明書	300円	通
16	その他 告知書・行政証明()		通

3 窓口に来た方

4 使う方(窓口に来た方と違う場合は、記入をお願いします。)

フリガナ氏名	印	氏名	窓口に来た方との関係
住所	住所	住所	
電話	電話	電話	
生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 同籍者 <input type="checkbox"/> ()の配偶者・子 <input type="checkbox"/> 代理人・その他() 委任状 有・無		

請求の理由	<input type="checkbox"/> 公的年金の申請(国民・厚生・共済・その他) () <input type="checkbox"/> 相続()死亡のため 出生～死亡まで 死亡時のみ その他 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> その他(具体的に書いてください)
	()

【事務処理欄】		
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	手数料	有料 通 円 無料 通
	受付	作成
		確認

請求に当たっての注意事項

1. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

2. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

3. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

4. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

5. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

6. 請求の理由の記載について(本人等以外の方が請求する場合)

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

7. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。